不正行為(不正行為・不正使用)に係る対応等について

不正行為の疑義が生じた場合は、最高管理責任者は速やかに必要な調査を行うものとする。調査の結果、不正行為があると認定した者又は業者に対し必要な措置を講じる。

・不正行為等通報に伴う対応体制(不正行為 及び 不正使用)

体制区分	職名等	役割
最高管理責任者	理事長	責任体制
統括管理責任者	学長	責任体制
コンプライアンス推進責任者	副学長 事務局長	責任体制
通報窓口	総務課長	受付
研究倫理委員会委員長	副学長	予備調査
研究倫理委員会事務 不正等申し出等の窓口	大学評価・IR 推進部 大学評価・IR 推進課	予備調査
不正行為調査委員会委員長	副学長	本調査

・適用法令

- ① 北海道文教大学研究倫理委員会規程
- ② 北海道文教大学公的研究費の運営・管理に関する取扱規程
- ③ 北海道文教大学研究活動上の不正行為調査委員会内規

・不正行為(不正行為・不正使用)対応の流れ

